社会福祉法人開成町社会福祉協議会

福祉有償運送「ふくし移送サービス」事業　実施要項

（目　的）

第１条　この要項は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が高齢者及び障がい者等の在宅福祉の増進に寄与するため、福祉有償運送「ふくし移送サービス（以下「移送サービス」という。）」事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第２条　利用対象者は（以下「利用者」という。）、開成町に住所を有する次の者とする。

⑴ 歩行困難な高齢者

⑵ 重度障がい児者

⑶ 前項に定めるもののほか、特別な理由があり、会長が必要と認めた者

（利用範囲）

第３条　利用範囲は、次のとおりとする。

⑴ 医師の診断・治療を受けるための通院・入退院するとき

⑵ 福祉施設への入退所するとき

⑶ 通院や入退院前後の商店等での買い物、金融機関、公共機関への立ち寄り

⑷ 前項に定めるもののほか、特別な理由があり、会長が必要と認めたとき

（利用条件）

第４条　利用者は、1 名以上の介助者が付き添うものとする。ただし、利用対象者アセスメントの結果、付き添いの必要がないと判断できる場合はこの限りではない。

（運行日）

第５条　移送サービスを実施運行する日は、原則として次に掲げる日以外とする。

（1）土曜・日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）1 月 2 日・3 日及び 12 月 28 日・29 日・30 日・31 日

（4）前項に定めるもののほか、運行できない特別な理由があり、会長が認めた日

（運行時間）

第６条　移送サービスを実施運行する時間は、原則として午前８ 時 30 分から午後５ 時までとする。但し、特別な理由があり、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（運行の範囲）

第７条　運行の範囲は、原則として県内とする。但し、特別な理由があり、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（利用登録申請及び決定）

第８条　サービスを受けようとする利用者及びその家族は、移送サービス利用登録申請書（移送Ｓ第１号様式）及び移送サービス利用誓約書（移送Ｓ第２号様式）を本会へ提出し、会長の承認を受けなければならない。また、承認を受けた事項を変更するときも同様とする。

２　前項の申請があった場合、本会は申請内容等を調査し、会長は申請者に利用の可否を連絡するものとする。

３　会長は、前項の申請について利用を決定した場合は、移送サービス利用登録個人台帳（移送　Ｓ　第

3 号様式)で利用者の利用管理及び利用状況等を把握する。

（利用の申し込み）

第 9 条　利用者は、利用する日の 7 日前までに本会へ申し込むものとする。

2　前項の申し込みがあった場合、本会は日程等を調整し、申込者に利用予定日における利用の可否を連絡するものとする。

（取り消し）

第 10 条　利用者が利用の取り消しをする場合は、本会に速やかに連絡しなければならない。

2　利用日当日の取り消しについては、550 円(利用料 500 円　消費税 50 円)の取り消し料を徴収する。

3　車両の故障・災害等により運行が不可能な場合、会長は決定を取り消すことができる。

（利用料金）

第 11 条　利用料金は次のとおりとする。

⑴ 移送料金

⑵ 待機料金

2　移送料金は、町内一律 840 円(移送料金 764 円　消費税 76 円)、町外は走行距離 10 ㎞まで 1,440 円(移送料金 1,309 円消費税 131 円)、以降 5 ㎞ごとに 600 円(移送料金 545 円　消費税 55 円)を加算する。走行距離とは、配車場所から目的地までの往復の走行距離とする。

3　待機料金は、目的地で待機した場合の料金として 1 時間以内 120 円(利用料 109 円　消費税 11 円)、以降 30 分ごとに 120 円(利用料 109 円　消費税 11 円)を加算する。

4　有料道路および有料駐車場を利用する場合は、利用者または付き添いが負担する。

5　本会は毎月 1 日から末日締めで請求書を作成し、翌月 15 日までに利用者に送付するものとする。

6　利用者は、次に掲げる各号のいずれかで料金を支払うものとする。

⑴ 現金(本会に持参)

⑵ 現金(集金)

⑶ 振り込み(さがみ信用金庫　開成町支店　普通預金№0062292)

（安全確保）

第 12 条　運行の安全確保を図るため、利用者は運転者の指示に従うものとする。

2　車両内への危険物の持ち込みは禁止する。

（事故賠償責任）

第 13 条　移送サービス運行中に、運転者に相当な過失が認められる事故が生じた場合、本会は、車両の自動車賠償保険及び任意保険の補償範囲内で、責任を負うものとする。

（委　任）

第 14 条　この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（旧要項の廃止）

2　移送サービス事業実施要項(平成 7 年 5 月 15 日施行)は、廃止する。

附　則

この要項は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成27年７月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成28年７月１日から施行する。
附　則
この要項は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、令和２年10月１日から施行する。
附　則
この要項は、令和３年12月１日から施行する。
附　則
この要項は、令和５年４月１日から施行する。

（移送Ｓ第１号様式）

決済区分	事務局長	部門担当	主　任	補　佐	事務局員		
介護・生活支援サービス部門 在宅福祉サービス事業 ふくし移送サービスの実施							
					利用登録	可	否

令和５年度　ふくし移送サービス利用登録申請書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人開成町社会福祉協議会長　　様

住　所

＜申請者＞　氏　名

電　話

利用対象者との続柄

ふくし移送サービスを利用登録したいので、次のとおり申請いたします。（　新規　・　更新　）

利用対象者	ふりがな 氏　名		性別	男・女
	住　所	開成町 （地区　　）電話		
	生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日生　（満　　歳）		
	緊急連絡先	ふりがな （氏名）　　（電話番号） 利用対象者との続柄（　　）		
	申請時の 身体状況等	□身体障がい者・・・手帳申請→→→□あり　□なし　□申請中 □精神障がい者・・・手帳申請→→→□あり　□なし　□申請中 □知的障がい者・・・手帳申請→→→□あり　□なし　□申請中 □介護保険申請中 □要介護認定者・・・要介護１・２・３・４・５ □要支援認定者・・・要支援１・２ □基本チェックリスト該当者 □その他・・・□歩行困難　□がん治療　□虚弱高齢者　□心臓疾患		
	家 族 構 成	人（利用対象者を含む）		
主 た る 利用の目的		□通　院　□入　院　□退　院　□入　所　□退　所 □その他（　　）		
利用料請求先		□申請者へ請求 □利用者へ請求 □その他へ請求　請求先：〒 氏名　　（利用者との続柄） 電話番号		

裏面につづく

（移送Ｓ第２号様式）

ふくし移送サービス利用誓約書

ふくし移送サービスを利用するにあたり、車両運行中の事故等により、当方に傷害もしくは器物に損壊が生じた場合、貴会車両の自動車賠償保険及び任意保険の補償範囲以外の申し立てはいたしません。また、運行中に生じた病状等の急変については、当方で一切の責任を負うことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人開成町社会福祉協議会長　様

（申請者）　住 所

氏 名　㊞

（利用対象者）　住 所

氏 名　㊞

※これより下記は記入しないでください。

福祉有償運送「ふくし移送サービス」事業実施要項 第４条の利用条件に関するアセスメント

① □ 歩行に介助の必要がなく、車への乗降ができる（車椅子の場合は一人で移動・移乗ができる）
② □ 医師の問診等、物事の聞き取りや理解、費用の支払いや通院の予約等が自分でできる。
③ □ 認知症・精神疾患（身障手帳または療養手帳保有）を患っていない。
④ □ 転倒に対する不安がなく、この１年転んだことがない。
⑤ □ 週に１回以上は外出をしている。

※付き添いの不要は①～③必須

アセスメントの結果	付添者の同乗 ： □必要　□不要
乗用可能車種	□一般（普通）軽自動車　□リフト付軽自動車（車イス対応型） □一般（普通）ワゴン車　□リフト付ワゴン車（車イス対応型） □その他（　　）

（第10条 取り消し 関係）
利用日当日の取り消しについては、550円（キャンセル料500円 消費税50円）の取り消し料を徴収する。

（第11条 利用料金 関係）
町内は一律840円（移送料金764円 消費税76円）。
町外は走行距離10kmまで1,440円（移送料金1,309円消費税131円）、以降5㎞ごとに600円（移送料金545円 消費税55円）を加算する。

走行距離	料 金	移送料金（消費税額）	走行距離	料 金	移送料金（消費税額）
10㎞まで	1,440円	1,309円（131円）	70㎞まで	8,640円	7,855円（785円）
15㎞まで	2,040円	1,855円（185円）	75㎞まで	9,240円	8,400円（840円）
20㎞まで	2,640円	2,400円（240円）	80㎞まで	9,840円	8,945円（895円）
25㎞まで	3,240円	2,945円（295円）	85㎞まで	10,440円	9,491円（949円）
30㎞まで	3,840円	3,491円（349円）	90㎞まで	11,040円	10,036円（1,004円）
35㎞まで	4,440円	4,036円（404円）	95㎞まで	11,640円	10,582円（1,058円）
40㎞まで	5,040円	4,582円（458円）	100㎞まで	12,240円	11,127円（1,113円）
45㎞まで	5,640円	5,127円（513円）	105㎞まで	12,840円	11,673円（1,167円）
50㎞まで	6,240円	5,673円（567円）	110㎞まで	13,440円	12,218円（1,222円）
55㎞まで	6,840円	6,218円（622円）	115㎞まで	14,040円	12,764円（1,276円）
60㎞まで	7,440円	6,764円（676円）	120㎞まで	14,640円	13,309円（1,331円）
65㎞まで	8,040円	7,309円（731円）	125㎞まで	15,240円	13,855円（1,385円）

待機料金は1時間以内120円（待機料金109円 消費税11円）、以降30分ごとに120円（待機料金109円 消費税11円）を加算する。

待機時間	料 金	待機料金（消費税額）	待機時間	料 金	待機料金（消費税額）
1時間	120円	109円（11円）	4時間	840円	764円（76円）
1時間30分	240円	218円（22円）	4時間30分	960円	873円（87円）
2時間	360円	327円（33円）	5時間	1,080円	982円（98円）
2時間30分	480円	436円（44円）	5時間30分	1,200円	1,091円（109円）
3時間	600円	545円（55円）	6時間	1,320円	1,200円（120円）
3時間30分	720円	655円（65円）	6時間30分	1,440円	1,309円（131円）